

日本学術会議

医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方検討委員会

(第23期・第8回)

平成29年4月30日

内閣府 日本学術会議事務局

日 時：平成 29 年 4 月 30 日（日）12：00～13：00

会 場：日本学術会議 6 階 6-C （1）（2）（3）会議室

出 席 者：五十嵐委員長、石川副委員長、阿久津幹事、石井幹事、建石委員、柘植委員、町野委員、松原委員、金田委員、高橋委員、藤井委員、齊藤参考人、永山参考人、池端参考人、島菌参考人、原山参考人（委員 11 名、参考人 5 名）

欠 席 者：岡野委員、佐藤委員、苛原委員（3 名）

事 務 局：小林企画課長、西澤参事官、石井参事官、齋藤補佐、有江上席学術調査員、中山上席学術調査員他

議 題：1. 前回委員会議事要旨（案）について
2. 論点整理の方針について
3. 公開シンポジウムについて
4. 今後の日程について
5. その他

資 料：資料 1 議事次第

資料 2 報告書骨子（素案）

資料 3 提言の例

資料 4 シンポジウムプログラム

資料 5 アンケート用紙

資料 6 阿久津幹事作成資料「ヒト生殖細胞系列ゲノム編集の基礎研究」

資料 7 島菌参考人作成資料「宗教からヒトゲノム編集を考える」

資料 8 永山参考人作成資料「ヒトゲノム編集を巡る世論」

資料 9 マイクを使った発言の仕方

資料 10 今後の日程について

○五十嵐委員長 定刻になりましたので、第8回医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方検討委員会を開催したいと思います。

日曜日で、いい天気です。外は心地よいときに閉鎖空間にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今日は報道関係者の方とか傍聴の方もいらしております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員は14名なんですが、現時点で10名おいでになっていますので、定足数を満たしていることを御報告させていただきます。

今日は、1時からの公開シンポジウムに御登壇いただく成育医療研究センターの齊藤英和先生、上智大学の島薮進先生、総合科学技術・イノベーション会議議員の原山先生一は遅れて来るということですが、しかし御出席いただく予定です。それから毎日新聞社の永山悦子先生、NHK報道局の池端玲佳先生、5名の先生方に参考人としておいでいただいております。

齊藤先生から順に、ごく簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

○齊藤参考人 五十嵐先生と同じ国立成育医療研究センターで不妊治療をしております。今日は日本の生殖補助医療の現状についてお話しさせていただきます。よろしくお願いします。

○島薮参考人 専門は宗教学をやっておりまして、今はグリーンケア研究所とか大学院実践宗教学研究科、上智大学にあります。

1997年、橋本内閣のときにできた生命倫理委員会の委員になりまして、それ以来、省庁再編で科学技術会議が総合科学技術会議になったときの生命倫理専門調査会でヒト胚研究についての議論に参加いたしまして、その続きで今日も来ている、そういうことです。哲学、宗教といった方面からこの問題に取り組んでいる、こういうことでございます。

○永山参考人 毎日新聞の永山と申します。本日はよろしくお願いいたします。

私は2002年から2016年まで毎日新聞の科学環境部というところに所属しておりまして、その間にちょうどヒトクローン胚の議論でありますとか、iPS細胞ができたり、生殖補助医療をめぐって第三者が関わるような治療をどうするか、そんなライフサイエンスですとか生命倫理に関わるような取材を長くしてきた御縁で、今日お声をかけていただいたのではないかなと思います。

専門ということと言いますと全く専門外の人間になりますが、そういった一般の世論、どういう見方をしているのかということから今日はシンポジウムに参加させていただければと思っています。よろしくお願いいたします。

○五十嵐委員長　ありがとうございました。

では、資料の確認をしたいと思います。

配布資料はお手元の議事次第の「配布資料」に書いてあるとおりですが、事務局から何かございますか。

○齋藤補佐　まず資料1が議事次第でございまして、資料2が報告書の骨子素案、資料3が提言の例でございます。資料4から9につきましてはシンポジウム関係の資料でございまして、資料10が「今後の日程について（案）」というものでございます。

○五十嵐委員長　もし資料が足りない方がおられましたら手を挙げていただけますか。大丈夫ですか。

後で気がついた場合には、事務局に請求していただきたいと思います。

原則この委員会は公開です。また、配布資料も学会のホームページに掲載したいと思いますが、配布資料の中で、個人情報とか未公表の研究成果など公表に適さないものがもしありましたら除外いたしますので、その旨を事務局までお申し付けいただきたいと思います。

映像撮りはここまでとしますので、御協力いただきたいと思います。

早速議題1、前回委員会の議事録の確認をしたいと思います。

これは今、確認中です。後ほど委員の先生方にお送りいたしますので、確認していただいて、何かあったら御指摘いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

議題2ですが、論点整理の方針について少し議論したいと思います。

石川先生から論点整理の方針について御説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

（石川副委員長からの説明）（資料2、3）

○石川副委員長　資料2と3を使って御説明いたします。

資料2に、今回、御審議いただきたいことが書いてあります。

このような委員会、分科会であるテーマについて審議した場合に、学会は3年ずつ会員の改選をしまして、今、第23期の3年目も押し詰まっています。切れるのが9月末です。ですからあと数か月しかない。その期間に報告もしくは提言を出さなければいけないので、そのようなタイムスケジュールであることを御理解ください。

資料2を見ていただきますと「報告書骨子（素案）」と書いてありますけれども、このような委員会からのアウトプットは提言もしくは報告という形になります。提言のほうが報告よりも重く考えられていて、その中には学会は行政から独立した立場で、学会の立場で審議す

ることを目的としていますので、学術の立場から考えて第三者に何らかの提言をする、「こうしたほうがいいのではないか」とか、そういったことを目的とした文書が提言で、報告というのは「こういう審議をしました」という記録みたいなものに相当します。ですから提言のほうで、第三者に対する一つのアクションが入っているわけですから、重く受け止められているわけです。

提言というのが一体どんなものなのかを御理解いただくために、資料3を用意していますので、ちょっと御覧ください。

別にこれを選んだ他意はなく、典型的なものだと思って選びました。構成について御説明します。

最初に表紙があって、次に関わった人間が書いてあって、まず注目していただきたいのは、iii ページに「要旨」とあります。これは本文に書かれていることをまとめたものですが、ここだけを読んでも大体何を言っているのかが分かるようにするというのが重要で、要旨は分量として、iii ページと iv ページにあります通り、二ページが上限です。

それ以降、目次があって本文が始まりますけれども、この例では最初に「背景」があって、2番目に「現状及び問題点」というのがあって、括弧数字とマル数字が幾つかあって、そして最後のほう、14ページを見ていただきますと「3 提言の内容」と書いてあります。ですから書き方としては、バックグラウンドの説明があって、なぜこのようなことが今課題になっていて、どういう問題点があるのかということを洗い出したものが次に来る。そして最後に、それを解決するためにはどういうことをすべきであるかが書いてあるということです。

しばしば言われるのは、3の提言が学術の立場からこうしてほしい、こうしたほうがいいという提言ですので、実際にそれを受け止めてくださって、それへの対策を実行していただく相手のほう、それが曖昧だとせつかく提言を出しても意味がないということで、その相手は場合によってははっきりと、例えばナントカ省だとか内閣府だとか行政でしたら必要があれば明示すべきですし、あるいは学会等でありましたらこのような学会というように、相手が読んですぐに分かるような書き方をしなければいけないということです。

ですからこれを読まれる方も、そのような対象の方もいらっしゃれば、これは公開されますので一般の方も読まれるので、もう一つ重要な点は、できるだけ分かりやすく書く。もし必要があれば、例えば13ページに脚注があると思いますけれども、難しい専門用語あるいは何らかの解説が必要な場合には、そういった脚注なり、あるいは参考事項みたいなものを最後に付記して、そして皆さんに分かっていただくようにするということです。

17ページ以降に参考文献と参考資料、審議経過等が載っています。

「本文は20ページ以内におさめること」とありますので、冗長にならず、なおかつ論理的な文章を書く必要があるということでもあります。

それを御理解いただけましたら、今回審議していただきたいのは資料2のほうなんですけれども、これは役員のほうでまとめた素案に相当します。ですから委員の先生方の御意見を頂きたいと思うんですけれども、最初の2ページの要旨があって、目次としまして「はじめに」これはバックグラウンドの説明だと思います。そして2.から8.までが、これは細かく分かれていますけれども、全体として背景と現状の問題点がここに挙げられている。2番からいきますと、ゲノム編集は何者かということ、3番は、これに関連する現在行われている規制と、その規制にこの技術が該当するかどうか、それから4番は、ゲノム編集を用いる基礎医学研究、5番が体細胞を用いるゲノム編集治療、これは医学・医療領域ですので、編集治療の開発状況と問題点、6番がゲノム編集を用いる生殖医療の開発と問題点、7番が生殖細胞系列の基礎医学的な研究があるとすればどういうことが問題点として挙げられるかということで、最後に9番として、箇条書きで「以上の審議の結果、これこれこういうふうにするべきである」というふうなことを提言することになります。

見てお気づきのとおり、基礎研究とか臨床研究という言葉が出てきて、これも前回の委員会で御質問が委員からあったと思いますけれども、一体基礎研究とは何者で臨床研究とは何者なのかということも、多分まだ必ずしもコンセンサス（合意）ができていない状況だと思います。ですので、もしこの提言でこういった言葉を使うのであれば、どの部分を基礎研究、どの部分を臨床研究とはっきり定義する必要があると思います。

二番目として、大きな課題ですけれども、何らかのレギュレーション（規制）をする場合には、それをどのようなレベルで、例えば法律から始まって学会の会告ですとか省庁の指導みたいなものですか、いろいろなレベルがあると思いますけれども、それをどのようなレベルでするか議論になると思われます。

以上が資料2の説明ですけれども、先生方から御意見を頂ければと思います。

○五十嵐委員長 御説明ありがとうございました。

イメージがだんだん明らかになってきたと思いますが、何か御意見、御質問ありますでしょうか。

○藤井委員 項目の順番は、もうこれで。

○五十嵐委員長 いえ、まだフィックス（固定）ではないです。これはあくまでも提案ですの

で、何か御意見があれば。

○藤井委員 いろいろ問題はあるでしょうけれども、恐らく最も重要な点は臨床応用がどうのというところだと思うので、それは6番ですよ。そうすると、6番をむしろ最後に持っていったほうがいいのではないかと、その次の基礎研究を……

○五十嵐委員長 6と7をチェンジするということですか。

○藤井委員 あるいは4の次に7を持っていてもいいのかなと思います。（7の項目は）基礎医学研究の範疇なので。下に行くほどだんだん許されなくなっていくという感じがすると思いますので。

○五十嵐委員長 7を4と5の間に入れるということですね。

○藤井委員 そのほうがいいのではないかと思います。

○石井幹事 これをドラフティング（drafting：構成の提案）したのは私なんですけれども、それを考えるときに、試験管内でヒトの遺伝子を操作する実験をする。その目的がかなり、実験材料が材料ですから非常に目的が、社会的正当性があるのかということが大事だと思うんですね。ですから臨床応用自体、まず妥当性があるのかをしっかりとここでコンセンサスを示した後、基礎研究はどうあるのかという議論をしたほうがよいかなと思って、こういう順番にしました。

○藤井委員 先生、それは最後になってしまうんですか。要するに、妥当性の検討を最後に持っていくということですか。順番の問題です。項目をやることはいいんですけれども……

○石井幹事 役員でも議論しているんですけれども、ヒト胚を使った研究も二種類あると思っているんですよ。一つは臨床応用に向かう基礎研究です。もう一つは、私たちアカデミーの方々の大きな関心がある科学的な知見を得るための、別に臨床応用を目指さない、メカニズムの解明ですとかそういう科学的な研究ですね、そういうふうに整理しております。なので……

○藤井委員 科学的な研究ですので、むしろ4に近いのではないですか。5、6よりは。

○石井幹事 そこはちょっと違って、ヒト胚とか、あるいはヒトの卵子とか特に倫理的議論もあるので、そういったところが、まず目的として掲げること自体について最初にある一定の結論を出してからでないと基礎研究のあり方を示せないのではないかと考えまして、こういう順番にしました。

○藤井委員 すみません、まず最初に議論しなければいけないのに、なぜ最後になるんですか。

○石井幹事 最初に議論するには、まず前提が必要だと思うんです。例えば世界的に見ても、法律等の関係で見ても、生殖細胞系列の遺伝子改変を行う、そういう生殖医療というのは、

例えばヨーロッパでは法律で禁止されています。社会的なコンセンサスとしては「やってはならない」となっているんです。そのところを確認しなければ、基礎研究のあり方も語れないのではないかと思います。

○五十嵐委員長 今日フィックスするつもりはもちろんありませんので、最終的にどうするかはまた話をする機会をつくりたいと思います。

○町野委員 臨床研究の定義をするかというのは、私は、そうではないほうがいいように思います。といいますのは、今、成立してこれから施行される臨床研究法でも、その定義というのはきちんとしたものがないんですよね。簡単に言うと、もう何を言っているかよく分からない。要するに「治験を除く」何とかというだけですから。

ここで、恐らく現在のところ問題なのは、生殖補助医療にこれを用いるということですよね。しかし、その他にも臨床研究というのは、もともとは人体に対して、人に対して適用する研究ですから、将来もしかしたらもっと広いものが出てくるかもしれないということがあります。だからこの提言でこれから問題にするのは、現在問題なのは、臨床として行われるのが生殖補助医療なのであって、その点を明らかにしておけば足りるのではないかと私は思います。

○五十嵐委員長 これは、これからまた議論しなければいけない点だと思いますので、重要な。

○建石委員 この分科会は学術会議の第一分野と第二分野が合同でということになっていると思うんですね。違うのですか。

○石川副委員長 これは、最初は第二分野の下にあったんですけども、今は課題別委員会になっていますので、分野はあまりこだわらずにあらゆる英知を結集するということになっています。

○建石委員 申しましたのは、社会科学系の私とか柘植さんとか町野先生とか参加していますので、やはり参加しているなら参加しているなりの意義というか、ここで発言したこととか報告したことが反映されていないと、なぜここにいるのかが全く分からないということになりますので。

例えば今、ヨーロッパの法制度について言及されたんですけども、その内容はこの1から9までの、例えば7（ヒト生殖細胞系列ゲノム編集の基礎医学研究）のところで触れていただくことになるのでしょうか。つまり、法律とか人権といった観点からの項目が立っていないので、関連するとなると、例えば3番の「関連する規制と該当性」というところになると思うんですけども、そこなんですか。それともヒト生殖細胞に関することについては7で総合的にすることになるのでしょうか。もしそうだとすると、やはり非常に比重が軽いといいます

か、どのように人権との関わりを考えるかということについては一つ項目があってもいいのではないかと考えるんですけれども、いかがでしょうか。

○五十嵐委員長 石井幹事にこれをつくっていただいたときに、私も理解していたのは、恐らく3（関連する規制と該当性）に入るんだと思っていましたので、これを書くときに御意見を頂いて、あるいは書く作業に加わっていただくことに多分なるのではないかと考えていましたけれども、外に項目立てとして出したほうが良いという提言ですので、これはどうしましょうか、今ここで決めますか、それとも……。決めたほうが良いですかね。

書くにしても、全体が20ページで実際は14ページぐらいで書かなければいけないので、そのくらいの内容で書いていただくわけですから、多分項目としては1ページか2ページぐらいの内容になりますけれども、あったほうがよろしいですか。

石井先生、どう思いますか。

○石井幹事 人権そのもので一つの章をつくるのは結構難しいかなと思います。例えば人権というものが規制に反映されている状況が世界的にはどのようにあって、日本ではどうなっているのかというような落とし込みが望ましいのと、もちろん3（関連する規制と該当性）だけでそれを議論しても、個々の、ゲノム編集の基礎研究や医療応用の各論の中でもきちっと引用してその議論を発展させて、そして一定の方向性といいますか、提言に結びつけていかなければならないので、前回の委員会でも7の基礎医学研究について私のほうで論点整理をさせていただいたんですけれども、そこでも法律等のことは若干触れています。もちろん人権的な要素も、ヒト胚というものの取扱いに関する考察も必要だと思いますので、恐らく一部の章では先生にコミットしていただくとか、もちろん全体が出来上がった後にでも先生方に査読していただく、リバイス（revise: 訂正、校正する）していただくとか、そういうプロセスを踏むことでどうかなと思いますけれども。

○建石委員 ゲノム編集に関しまして社会とか市民の方が何に一番関心があるかという点、例えば、一方で積極的には病気の治療に役立つのではないかという点もありますが、もう片方ではそれが人間の将来に対してどうなのかとか、デザイナーズベビー（受精卵の遺伝子操作を行い、親が望む外見や能力を持たせた子ども）を生み出すのではないかと、臨床応用に対してどのような観点からの、今は禁止されているとしても、基礎研究の方向性に対して人権の観点からどのような配慮とかルールとかそういったものが設けられるんだろうかという、この二つが一般的な、科学者ではない市民にとっては重要な点だと思います。

ゲノム編集に関する技術の在り方について分科会として提言を行うときに、人権という観点、

例えば子供の権利であったり女性の権利であったり、もちろん男性の権利もあるんですけども、それから将来の人類の問題でありますとかそういった事柄が一つ立てられていない提言というのは、何かそれがこの分科会の中では軽視されているというか、いろいろな分野の中で少し触ればいいことだといった印象を与えがちですし、少なくとも社会科学的な観点からこの分科会に参加した者としては、そのような扱いでヒトの生殖に関わる受精胚とか配偶子（精子、卵子）を扱っていいのだろうかという点については非常に違和感がありますので、今後のことでもあると思いますので、検討の中で、やはりどこかで人権の観点で章を立てていただいたほうが、この分科会の目的としてはより適切なのではないかと思います。

○町野委員 私は、一つ章を立てるということはむしろそれが孤立することになるので、全体を貫くものとして、人間の尊厳とか人権ということは全部なければいけないと思うんですよ。

それで、3（関連する規制と該当性）でこのことを取り扱うのは妥当ではないだろうと思います。3では、前にこちらで私がちょっと何か書いたときも、現行法はどうなっているかということの整理ですから、これはほとんど、その意味では、おっしゃる通り意味がない。やはりスタートのところで何が問題か、「はじめに」とありますが、恐らくこれはバックグラウンドのところになるわけですから、何が問題かということを書いて、そのラインですずっと来て、今後の課題から提言へつながってくるのが大切なので、人権とか人間の尊厳が一つの章だけで取り扱われればそれだけで重きをなすということではなくて、むしろそれは分断されるので、全体を貫く筋としてそれをやっていくほうがいいのではないかと私は思います。

○建石委員 分かりました。そうしましたら、3の「関連する規制と該当性」のところに「人権の観点から」といったことを入れていただければいいのではないかと思いますけれども……

○五十嵐委員長 あるいは初めのところに入れるという。

○建石委員 そうですね、初めのところ。やはり章のどこかに人権があったほうがいいと思いますし、3ではまだヒトの生殖細胞については触れていないので、3で突然に出てきても、何でしょうね、問題との関連性としては薄い印象があるのではないのでしょうか。

○柘植委員 私は法律学者ではないので、やはり規制というのでは全然違うかなと思っております。

先ほど町野先生が「尊厳」と言ってくださったので、人権ももちろん関わりますが「人権」とか「規制」とかだとちょっと違うかなと思っていまして、「尊厳」とか、もう少し哲学的、思想的なものも入れていただきたいと思っております。

「はじめに」というのはいつも軽くて、みんな大体「はじめに」を読まずに次に行かれる。

規制はどうなっているんだ、研究はどうなっているんだというような傾向が、私自身はそういう印象を持っていますので、やはり章を立てなくてもいいんですが、必ず項目立てをしていたきたいです。

「はじめに」の中にも人権、尊厳が入り、それ以外の各章の中でも、ここの中に入らないのかというような形で検討していただきたいと思います。つまり病気であったり障害であったり、必ず治さないといけないのかというようなことも……

○五十嵐委員長 よく分かりました。

○島菌参考人 参考人に発言権があるかどうか分かりませんが、今日の私のシンポジウムでの発言もそうなんですが、今、柘植先生がおっしゃったように、哲学的な、といいましょうか、根本的な倫理というものがこの間の政府の取扱いあるいは学会の取扱いで落ちてきている傾向があると思いますので、今日のシンポジウムでどこまでそれを主張できるか分かりませんが、是非そういう基本的なところからの議論をしていただきたいと思います。

○五十嵐委員長 これまでも遺伝子プール論だとか、要するに人類というか、生命に対する尊厳への配慮は十分にしてきたつもりですし、その根本的な串刺しは絶対に失うことはない基本的な姿勢でこの文章はつくると考えていますので、項目立てをするかどうか、章立てをするかどうか、これは全体の中での方針ですので今日はちょっと決めることはできないかもしれませんが、十分配慮したいとは考えています。その辺はあまり心配しないでいただきたいと思います。

○石川副委員長 これは私の提案なんですけれども、今日もシンポジウムをやりまして、それからせつかく文系の先生方にもお加わりいただいているので、どうでしょうか、これは結構時間がない作業ですので、何か後のほうで後のほうで加えますとか言うと本当に加わらなくてお終りになってしまう可能性が高いと思いますから、建石先生や柘植先生に御議論いただいた件をひとまず項目立てして、それで文章をつくっていただいて、それをどこかに置くのがいいのか、あるいは町野先生がおっしゃるみたいに孤立してしまうかもしれないから、それをある程度柱として他の部分に溶け込ませるのがいいのか、それは全体のストーリーを見てから決めるということでしょうか。

ですから、まずそういった人権ですとか社会的な観点ですとか、市民の皆さんがどういうことに特に興味を持っているとか、そういったことについて最初は項目立てをしていただく。その後、それを溶け込ませるか、それとも独立してそのまま残すかは全体の姿を見て決める。

町野先生、だめですか。

○町野委員 いや、私に聞かれても……。

基本は結局、この場でもう一回議論しなければいけないということに尽きると思うんですね。まずドラフトをいろいろな仮定でおつくりいただいて、そしてこの場で一回だけで済むかどうか、もしかしたら二、三回、これ今日拝見しましたら予備日を三つも組んであるじゃないかということですので……

○石川副委員長 おっしゃる通り、後で委員長先生のほうから皆さんに御提案があると思いますけれども、予備日以外で決まっている日ではもうあと三回しかないので、それで文案を作成し、それを確認して最終的な形にするのは無理ですから、もちろんこうやって集まって皆様と議論して、さっき言いました構成についても皆さんの御意見を聞くという形でどうでしょう。

○町野委員 恐らく内容を、かなり突っ込んだことを最後まで議論しなければいけないのではないかと。前の代理懐胎の問題のとき、先生もおいでになったと思いますけれども、あのときは非常にエネルギーを使った作業で、事務局ももう目茶苦茶大変でしたから、これを皆さん方でやって、いちいちスクリーンに映してまで議論したわけですよね。そこまでできるかどうかは分かりませんが、これだけ予備日を最初から確保しておられるなら、その覚悟でやったほうがいいように思います。

○五十嵐委員長 そうですね、できるだけそうしたいと考えています。

分かりました。そうしましたら今日お示ししたドラフト案の項目立てと別に、倫理的な、あるいは人権的な面からの章を一応入れるかどうかは別として、基本的に入ることを前提にして1ページか2ページぐらいで書いていただくことにしたいと思います。これは建石先生たちにお願ひしたいと思いますので、そのつもりでいていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

もう時間も押していますので、次に議題3、今日の公開シンポジウムについて簡単に確認したいと思います。

（五十嵐委員長からの説明）（資料4-9）

○五十嵐委員長 進行について説明しますが、まずシンポジウムの配布資料は、プログラムとアンケート用紙を用意しています。

今日のシンポジウムは3つのセッションから構成されていまして、セッション1は、齊藤先生から「日本の生殖補助医療の現状」、阿久津先生から「ヒト生殖細胞系列ゲノム編集の基礎研究」、石井先生からは「ヒト生殖細胞系列ゲノム編集の倫理社会的問題」、島菌先生から「宗教からヒトゲノム編集を考える」、町野先生から「ヒト胚・ヒト配偶子のゲノム編集：規制の

いまとこれから」、原山先生から「ヒトゲノム編集と科学技術イノベーション政策」、永山先生から「ヒトゲノム編集を巡る世論」について、それぞれ御講演をしていただきたいと思います。

その後、休憩を挟んでセッション2で、池端先生をコーディネーターとして4人の登壇者がヒト生殖細胞系列ゲノム編集について算定、反対に分かれて模擬討論。論点を明らかにして皆さんの理解を深めていただくための一つの劇みたいなものですが、これをしたいと考えています。

そして、最後のセッション3で会場においでいただいている皆様との質疑応答を予定しております。

そして最後に石川先生から閉会の挨拶をしていただく、こういうストーリーになっておりますけれども、何かこの点で確認事項等がありましたら、御質問等頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

基本的によろしいでしょうか。

(異議なし)

○五十嵐委員長 ありがとうございます。

なかなか時間がなくてアンケート用紙の内容についても皆さんの意見を反映できておりませんので、不手際があるかもしれませんけれども、これは御容赦いただきたいと思います。

最後、議題4です。

これも先ほど議論にはなっているんですが、恐らくこのドラフトを次の5月の委員会までに簡単に書いていただきまして、それを5月の委員会で皆さんと一緒に御議論いただく、そして場合によっては、先ほど町野先生からお話しいただいたように、まだ足りないところがあると思いますので、議論をもう少し深めることも予備日に入れてやっていきたいと考えております。ですから次回、あるいはその次の回で終わりにするというわけではなくて、場合によっては予備日を二、三回使わなければいけないかもしれない。しかし、タイムリミットもありますので、これは提言等をつくって上の委員会に出して、そしてこれを読んでいただかなければいけないので、それが最近、昔よりもちょっと時間がかかるんですね。だから、何とか9月末までに仕上げるには6月末ですか、事務局的にはどうですか。6月末で間に合いますか。

○石井参事官 内容次第ですけれども、一応一カ月前に査読にかけるというぐらいでいきますと、6月末に出せば8月の幹事会には十分間に合う。ただ、遅れて9月幹事会になると、もし幹事会で修正が入った場合に対応できなくなる。8月であればまだ若干の修正を委員会で行って、

再度かけるという時間的余裕があるので、確実に出るということかと思います。

○五十嵐委員長 7月は幹事会がないんですか。

○石井参事官 ございます。だから早くやって7月の早い段階で査読が終われば7月幹事会に登録はできますが、6月末となるとちょっと、査読が二週間で終わるというのはなかなか難しいケースが多いということです。

○五十嵐委員長 内容が内容だけに一発で通るとは……、出来映えにもよるんですけども、そんなふうにはいかないかもしれない、そのぐらいの慎重さで対応しなければいけないと思いますので、できれば6月末ぐらいまでにつくって7月の幹事会に出したいとは考えているところですけども、そのように御協力いただけますでしょうか。

では、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、今回の日程は、資料6を御覧いただきまして、5月29日にやりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

事務局から何かございますか。よろしいですか。

では、ちょっと時間が延びてしまいましたけれども、8回目の委員会はこれで終了したいと思います。時間があまりありませんが、1時から1階講堂で公開シンポジウムが開かれますので、御出席いただきたいと思います。

原山先生がおいでになりましたので、一言御挨拶をお願ひいたします。

○原山参考人 遅れて参りまして、申し訳ございません。

今日の午後のシンポジウムである種の政府のスタンスをお話しさせていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○五十嵐委員長 では、これで終了したいと思います。御協力ありがとうございました。

—了—

（注）議事録中のカッコ書き部については、意味の正確性や分かりやすさのために補足をしたもの。